

議案第十三号

規則等様式の教示文の改正について

令和八年三月二十六日

令和八年三月二十六日  
教育委員会議案資料 No. 1

港区教育委員会

## 港区立生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則について

### 審議内容

区長部局において「行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則」を改正します。

これに伴い「港区立生涯学習センター条例施行規則」ほか12件の規則についても、関連条項を同様に改正します。

### 1 改正概要

区が行う処分通知等に記載している審査請求及び取消訴訟に係る出訴期間等の教示文については、区が定める「行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則」（以下「区教示の標準規則」といいます。）を基にして、規則等様式中に当該教示を定めています。

今般、取消訴訟の出訴期間に係る教示をより明確化するため、区長部局において、区教示の標準規則を改正します。これに伴い、教育委員会所管の規則についても関連条項を改正します。

合わせて、一部規則の条文上の文言の整理、各様式の整備のための改正を行います。

### 2 改正する規則

- (1) 港区立生涯学習センター条例施行規則
- (2) 港区立生涯学習館条例施行規則
- (3) 港区立学校施設等使用条例施行規則
- (4) 港区立学校屋内プールの使用に関する規則
- (5) 港区立運動場条例施行規則
- (6) 港区スポーツセンター条例施行規則
- (7) 港区立武道場条例施行規則
- (8) 港区立郷土歴史館条例施行規則
- (9) 港区立図書館条例施行規則
- (10) 港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則
- (11) 港区立箱根ニコニコ高原学園条例施行規則
- (12) 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則
- (13) 港区立みなと科学館条例施行規則

### 3 改正内容

#### (1) 教示文の改正

各規則で定めている様式の教示文について、以下のとおり改めます。

改正案	現行
<p>&lt;様式中&gt;            第1 省略            1 省略            2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することが<u>できます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</u></p>	<p>&lt;様式中&gt;            第1 省略            1 省略            2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することが<u>できます。</u></p>

#### (2) その他の改正

##### ①生涯学習スポーツ振興課

港区立運動場条例施行規則及び港区スポーツセンター条例施行規則で定めている様式について、以下のとおり改めます。

改正案	現行
<p>&lt;第1号様式中&gt;  <input type="checkbox"/> <u>マイナンバーカード</u></p>	<p>&lt;第1号様式中&gt;  <input type="checkbox"/> <u>健康保険証</u></p>

## ②学務課

港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則について、以下のとおり改めます。

改正案	現行
<p>第2条 省略</p> <p>2 委員会は、前項の規定により提出された調書及び添付書類に基づき、当該幼児に係る保育料を決定し、<u>階層区分決定通知書（第二号様式）</u>により保護者に通知する。</p> <p>3～5 省略</p> <p>6 委員会は、保育料算定の基礎となる区市町村民税額の変更、世帯状況の変更等に伴い当初決定した保育料の額を変更する場合は、<u>階層区分変更決定通知書（第三号様式）</u>により保護者に通知するものとする。</p> <p>7～8 省略</p> <p>&lt;第2号、第3号、第5号様式中&gt; <u>階層区分</u></p>	<p>第2条 省略</p> <p>2 委員会は、前項の規定により提出された調書及び添付書類に基づき、当該幼児に係る保育料を決定し、<u>保育料決定通知書（第二号様式）</u>により保護者に通知する。</p> <p>3～5 省略</p> <p>6 委員会は、保育料算定の基礎となる区市町村民税額の変更、世帯状況の変更等に伴い当初決定した保育料の額を変更する場合は、<u>保育料変更決定通知書（第三号様式）</u>により保護者に通知するものとする。</p> <p>7～8 省略</p> <p>&lt;第2号、第3号、第5号様式中&gt; <u>保育料</u></p>

## 4 施行日

令和8年4月1日（水）

港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則  
港区立生涯学習センター条例施行規則（平成九年港区教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二号様式を次のように改める。

第五号様式を次のように改める。

第八号様式を次のように改める。

第九号様式を次のように改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

年 月 日

承認番号

生涯学習センター利用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
利用内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	使用料
備考					

加算名称	割増金額	
	A	
	施設使用料	
	B	
	施設減免使用料	
	C	
	付帯設備使用料	
	D	
	付帯設備減免使用料	
	E	
	合計使用料	
	F (A+B-C+D-E)	

以下の理由により減額又は免除を承認します。

減免申請理由	
減免率	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

承認番号

生涯学習センター利用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
利用内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	使用料
備考					

加算名称	割増金額	
	A	
	施設使用料	
	B	
	施設減免使用料	
	C	
	付帯設備使用料	
	D	
	付帯設備減免使用料	
	E	
	合計使用料	
	F (A+B-C+D-E)	

以下の理由により減額又は免除を承認します。

減免申請理由	
減免率	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

承認番号

生涯学習センター利用変更承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用の変更を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
変更内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	使用料
変更理由					
加算名称			割増金額 A		
減額又は免除承認理由			施設使用料 B		
			施設減免使用料 C		
減免率(施設・設備)			付帯設備使用料 D		
備考			付帯設備減免使用料 E		
			合計使用料 F (A+B-C+D-E)		
			納入済使用料 G		
			取消済金額 H		
			差額 I (F - G + H)		

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 生涯学習センター利用変更承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用の変更を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
変更内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	使用料
変更理由					
加算名称			割増金額 A		
減額又は免除承認理由			施設使用料 B		
			施設減免使用料 C		
減免率 (施設・設備)			付帯設備使用料 D		
備考			付帯設備減免使用料 E		
			合計使用料 F (A+B-C+D-E)		
			納入済使用料 G		
			取消済金額 H		
			差額 I (F - G + H)		

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

生涯学習センター利用承認取消等通知書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

登録番号			
予約番号			
利用目的			
行事名			
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	予定人数/数量
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(現行)

第5号様式 (第7条関係)

年 月 日

生涯学習センター利用承認取消等通知書

様

港区教育委員会

印

以下のとおり利用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

登録番号			
予約番号			
利用目的			
行事名			
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	予定人数/数量
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式(第12条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区立生涯学習センターの指定管理者の指定については、港区生涯学習センター条例第19条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 取消事項

2 取消理由

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第8号様式(第12条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区立生涯学習センターの指定管理者の指定については、港区生涯学習センター条例第19条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 取消事項

2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式(第12条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立生涯学習センターの指定管理者の指定については、港区生涯学習センター条例第19条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

記

1 停止命令事項

2 停止命令期間

3 停止命令理由

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第9号様式(第12条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立生涯学習センターの指定管理者の指定については、港区生涯学習センター条例第19条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

記

1 停止命令事項

2 停止命令期間

3 停止命令理由

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則

港区立生涯学習館条例施行規則（昭和五十一年港区教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二号様式を次のように改める。

第五号様式を次のように改める。

第八号様式を次のように改める。

第九号様式を次のように改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

年 月 日

承認番号

生涯学習館利用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
利用内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	使用料
備考					

加算名称	割増金額	
	A	
	施設使用料	
	B	
	施設減免使用料	
	C	
	付帯設備使用料	
	D	
	付帯設備減免使用料	
	E	
	合計使用料	
	F (A+B-C+D-E)	

以下の理由により減額又は免除を承認します。

減免申請理由	
減免率	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

承認番号

生涯学習館利用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
利用内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	使用料
備考					

加算名称	割増金額	
	A	
	施設使用料	
	B	
	施設減免使用料	
	C	
	付帯設備使用料	
	D	
	付帯設備減免使用料	
	E	
	合計使用料	
	F (A+B-C+D-E)	

以下の理由により減額又は免除を承認します。

減免申請理由	
減免率	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

承認番号

生涯学習館利用変更承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用の変更を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
変更内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	使用料
変更理由					
加算名称				割増金額	
減額又は免除承認理由				A	
				施設使用料	
減免率(施設・設備)				B	
				施設減免使用料	
備考				C	
				付帯設備使用料	
			D		
			付帯設備減免使用料		
			E		
			合計使用料		
			F (A+B-C+D-E)		
			納入済使用料		
			G		
			取消済金額		
			H		
			差額		
			I (F - G + H)		

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 生涯学習館利用変更承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用の変更を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
変更内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	使用料
変更理由					
加算名称				割増金額 A	
減額又は免除承認理由				施設使用料 B	
				施設減免使用料 C	
減免率 (施設・設備)				付帯設備使用料 D	
備考				付帯設備減免使用料 E	
				合計使用料 F (A+B-C+D-E)	
				納入済使用料 G	
				取消済金額 H	
				差額 I (F - G + H)	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

生涯学習館利用承認取消等通知書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

登録番号			
予約番号			
利用目的			
行事名			
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	予定人数/数量
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

生涯学習館利用承認取消等通知書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

登録番号			
予約番号			
利用目的			
行事名			
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	予定人数/数量
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式(第12条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区立生涯学習館の指定管理者の指定については、港区生涯学習館条例第19条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 取消事項

2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第8号様式(第12条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区立生涯学習館の指定管理者の指定については、港区生涯学習館条例第19条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 取消事項

2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式(第12条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立生涯学習館の指定管理者の指定については、港区生涯学習館条例第19条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

記

1 停止命令事項

2 停止命令期間

3 停止命令理由

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第9号様式(第12条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立生涯学習館の指定管理者の指定については、港区生涯学習館条例第19条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

記

1 停止命令事項

2 停止命令期間

3 停止命令理由

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則

港区立学校施設等使用条例施行規則（平成二年港区教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二号様式を次のように改める。

第六号様式を次のように改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

承認番号	
------	--

使用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり使用を承認します。

登録番号					
予約番号					
使用目的					
行事名					
使用内容	使用年月日(曜日)	使用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	使用料
備考					

加算名称		割増金額	
		A	
		施設使用料	
		B	
		施設減免使用料	
		C	
		付帯設備使用料	
		D	
		付帯設備減免使用料	
		E	
		合計使用料	
		F (A+B-C+D-E)	

以下の理由により減額又は免除を承認します。

減免申請理由	
減免率	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

使用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり使用を承認します。

登録番号					
予約番号					
使用目的					
行事名					
使用内容	使用年月日(曜日)	使用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	使用料
備考					

加算名称	割増金額	
	A	
	施設使用料	
	B	
	施設減免使用料	
	C	
	付帯設備使用料	
D		
付帯設備減免使用料		
E		
合計使用料		
F (A+B-C+D-E)		

以下の理由により減額又は免除を承認します。

減免申請理由	
減免率	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

使用承認取消等通知書

様

港区教育委員会



以下のとおり使用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

登録番号			
予約番号			
使用目的			
行事名			
使用年月日(曜日)	使用時間	使用施設	予定人数/数量
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

使用承認取消等通知書

様

港区教育委員会



以下のとおり使用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

登録番号			
予約番号			
使用目的			
行事名			
使用年月日(曜日)	使用時間	使用施設	予定人数/数量
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則

港区立学校屋内プールの使用に関する規則（平成二年港区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三号様式を次のように改める。

第五号様式を次のように改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

承認番号	
------	--

使用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり使用を承認します。

使用目的					
使用内容	使用年月日(曜日)	使用時間	使用施設(学校名)	予定人数	使用料
備考					

減免申請理由	
減免率	

施設使用料 A	
施設減免使用料 B	
合計使用料 C ( A - B )	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(裏)

## 注意事項

- 1 使用当日には、必ずこの使用承認書を受付に提出してください。
- 2 使用に係る権利を他人に譲渡し又は転貸することはできません。
- 3 使用の目的、使用の条件又は使用に関する諸規定を守らない場合は、使用中であってもその後の使用を取り消すことがあります。
- 4 使用中の事故等は、応急措置はいたしますが、その後の責任は負いかねます。ライフガードの配置や傷害保険への加入について、あらかじめご配慮ください。
- 5 準備と後片付けに要する時間は、使用承認時間に含まれています。
- 6 使用した器具類はもとの場所に整理・整頓してください。
- 7 施設や器具類を破損したり紛失したときは、原状に回復するか弁償していただくことがあります。
- 8 学校内における喫煙や飲食については、ご遠慮ください。
- 9 学校内においては、非常の場合のほかは指定された場所以外への立入りをご遠慮ください。
- 10 学校及びプールへの入退場の際は、他の使用者との混乱を防止するため、できるだけ全員で行動してください。

承認番号	
------	--

使用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり使用を承認します。

使用目的					
使用内容	使用年月日(曜日)	使用時間	使用施設(学校名)	予定人数	使用料
備考					

減免申請理由	
減免率	

施設使用料 A	
施設減免使用料 B	
合計使用料 C ( A - B )	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(裏)

## 注意事項

- 1 使用当日には、必ずこの使用承認書を受付に提出してください。
- 2 使用に係る権利を他人に譲渡し又は転貸することはできません。
- 3 使用の目的、使用の条件又は使用に関する諸規定を守らない場合は、使用中であってもその後の使用を取り消すことがあります。
- 4 使用中の事故等は、応急措置はいたしますが、その後の責任は負いかねます。ライフガードの配置や傷害保険への加入について、あらかじめご配慮ください。
- 5 準備と後片付けに要する時間は、使用承認時間に含まれています。
- 6 使用した器具類はもとの場所に整理・整頓してください。
- 7 施設や器具類を破損したり紛失したときは、原状に回復するか弁償していただくことがあります。
- 8 学校内における喫煙や飲食については、ご遠慮ください。
- 9 学校内においては、非常の場合のほかは指定された場所以外への立入りをご遠慮ください。
- 10 学校及びプールへの入退場の際は、他の使用者との混乱を防止するため、できるだけ全員で行動してください。

## 使用承認取消等通知書

様

港区教育委員会



以下のとおり使用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

使用目的			
使用年月日(曜日)	使用時間	使用施設(学校名)	予定人数
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 使用承認取消等通知書

様

港区教育委員会



以下のとおり使用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

使用目的			
使用年月日(曜日)	使用時間	使用施設(学校名)	予定人数
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則

港区立運動場条例施行規則（昭和四十九年港区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第二号様式を次のように改める。

第三号様式を次のように改める。

第七号様式を次のように改める。

第八号様式を次のように改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(改正案)

第1号様式(1)(第2条関係)

年 月 日

港区スポーツ施設利用者登録申請書

(宛先) 港区教育委員会

下部に記載された同意事項に同意の上、以下のとおり登録を申請します

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 登録内容の変更 <input type="checkbox"/> 登録証の再交付 <input type="checkbox"/> 有効期限の更新									
登録番号								※既に登録済みの方のみ記載		
暗証番号										
登録区分	<input type="checkbox"/> 在住個人・ <input type="checkbox"/> 在勤個人・ <input type="checkbox"/> 在学個人・ <input type="checkbox"/> 在住高齢者・ <input type="checkbox"/> 在住障害者・ <input type="checkbox"/> 区外者 <input type="checkbox"/> 在住団体・ <input type="checkbox"/> 在勤団体・ <input type="checkbox"/> 在学団体・ <input type="checkbox"/> 少年団体・ <input type="checkbox"/> 免除団体・ <input type="checkbox"/> 減額団体									
登録者に関する情報	フリガナ									
	登録名									
	住所 (団体所在地)	〒								
	電話番号1					電話番号2				
	メールアドレス									
	勤務先(学校)					勤務先(学校)				
	生年月日					電話番号				
団体代表者に関する情報	フリガナ									
	氏名									
	住所	〒								
	電話番号1					電話番号2				
団体担当者に関する情報	フリガナ									
	氏名									
	電話番号1					電話番号2				

確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証	登録人数	
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	利用目的	
<input type="checkbox"/> 住民票			
<input type="checkbox"/> 社員証			
<input type="checkbox"/> 在勤証明書			
<input type="checkbox"/> 学生証			
<input type="checkbox"/> 名簿(登録区分が団体の場合は、必ず提出してください。)			
<input type="checkbox"/> その他( )			

**【同意事項】**  
上記申請書に記載の情報は、「港区施設予約システム」の対象となる全ての施設で共同で使用いたします。  
なお、当該情報を施設予約システム及び施設利用に関する業務以外の目的に使用することはありません。

(現行)

第1号様式(1)(第2条関係)

年 月 日

港区スポーツ施設利用者登録申請書

(宛先) 港区教育委員会

下部に記載された同意事項に同意の上、以下のとおり登録を申請します

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 登録内容の変更 <input type="checkbox"/> 登録証の再交付 <input type="checkbox"/> 有効期限の更新									
登録番号									※既に登録済みの方のみ記載	
暗証番号										
登録区分	<input type="checkbox"/> 在住個人・ <input type="checkbox"/> 在勤個人・ <input type="checkbox"/> 在学個人・ <input type="checkbox"/> 在住高齢者・ <input type="checkbox"/> 在住障害者・ <input type="checkbox"/> 区外者 <input type="checkbox"/> 在住団体・ <input type="checkbox"/> 在勤団体・ <input type="checkbox"/> 在学団体・ <input type="checkbox"/> 少年団体・ <input type="checkbox"/> 免除団体・ <input type="checkbox"/> 減額団体									
登録者に関する情報	フリガナ									
	登録名									
	住所 (団体所在地)	〒								
	電話番号1					電話番号2				
	メールアドレス									
	勤務先(学校)					勤務先(学校)				
	生年月日					電話番号				
団体代表者に関する情報	フリガナ									
	氏名									
	住所	〒								
	電話番号1					電話番号2				
団体担当者に関する情報	フリガナ									
	氏名									
	電話番号1					電話番号2				

確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> <b>健康保険証</b> <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 在勤証明書 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 名簿(登録区分が団体の場合は、必ず提出してください。) <input type="checkbox"/> その他( )	登録人数	
		利用目的	

**【同意事項】**  
上記申請書に記載の情報は、「港区施設予約システム」の対象となる全ての施設で共同で使用いたします。  
なお、当該情報を施設予約システム及び施設利用に関する業務以外の目的に使用することはありません。

利用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
利用内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	利用料金
備考					

加算名称	割増金額 A	
	施設利用料金 B	
	施設減免利用料金 C	
	付帯設備利用料金 D	
	付帯設備減免利用料金 E	
	合計利用料金 F (A+B-C+D-E)	

以下の理由により減額又は免除を承認します。

減額又は免除承認理由	
減免率 (施設・設備)	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

利用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
利用内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	利用料金
備考					

加算名称	割増金額 A	
	施設利用料金 B	
	施設減免利用料金 C	
	付帯設備利用料金 D	
	付帯設備減免利用料金 E	
	合計利用料金 F (A+B-C+D-E)	

以下の理由により減額又は免除を承認します。

減額又は免除承認理由	
減免率 (施設・設備)	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として (訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用承認取消等通知書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

登録番号			
予約番号			
利用目的			
行事名			
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	予定人数/数量
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

別記第3号様式の3 (第6条の2関係)

年 月 日

利用承認取消等通知書

様

港区教育委員会

印

以下のとおり利用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

登録番号			
予約番号			
利用目的			
行事名			
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	予定人数/数量
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式(第11条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区スポーツセンターの指定管理者の指定については、港区立運動場条例第13条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 取消事項

2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第7号様式(第11条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

### 指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区スポーツセンターの指定管理者の指定については、港区立運動場条例第13条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

#### 記

#### 1 取消事項

#### 2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式(第11条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会



指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立運動場の指定管理者の指定については、港区立運動場条例第13条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

記

1 停止命令事項

2 停止命令期間

3 停止命令理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第8号様式(第11条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会



### 指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立運動場の指定管理者の指定については、港区立運動場条例第13条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

#### 記

##### 1 停止命令事項

##### 2 停止命令期間

##### 3 停止命令理由

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

港区スポーツセンター条例施行規則（昭和四十九年港区教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第五号様式を次のように改める。

第八号様式を次のように改める。

第十二号様式を次のように改める。

第十三号様式を次のように改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(改正案)

第1号様式(1)(第2条関係)

年 月 日

港区スポーツ施設利用者登録申請書

(宛先) 港区教育委員会

下部に記載された同意事項に同意の上、以下のとおり登録を申請します

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 登録内容の変更 <input type="checkbox"/> 登録証の再交付 <input type="checkbox"/> 有効期限の更新									
登録番号								※既に登録済みの方のみ記載		
暗証番号										
登録区分	<input type="checkbox"/> 在住個人・ <input type="checkbox"/> 在勤個人・ <input type="checkbox"/> 在学個人・ <input type="checkbox"/> 在住高齢者・ <input type="checkbox"/> 在住障害者・ <input type="checkbox"/> 区外者 <input type="checkbox"/> 在住団体・ <input type="checkbox"/> 在勤団体・ <input type="checkbox"/> 在学団体・ <input type="checkbox"/> 少年団体・ <input type="checkbox"/> 免除団体・ <input type="checkbox"/> 減額団体									
登録者に関する情報	フリガナ									
	登録名									
	住所 (団体所在地)	〒								
	電話番号1					電話番号2				
	メールアドレス									
	勤務先(学校)					勤務先(学校)				
	生年月日					電話番号				
団体代表者に関する情報	フリガナ									
	氏名									
	住所	〒								
	電話番号1					電話番号2				
団体担当者に関する情報	フリガナ									
	氏名									
	電話番号1					電話番号2				

確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証	登録人数	
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	利用目的	
<input type="checkbox"/> 住民票			
<input type="checkbox"/> 社員証			
<input type="checkbox"/> 在勤証明書			
<input type="checkbox"/> 学生証			
<input type="checkbox"/> 名簿(登録区分が団体の場合は、必ず提出してください。)			
<input type="checkbox"/> その他( )			

**【同意事項】**  
上記申請書に記載の情報は、「港区施設予約システム」の対象となる全ての施設で共同で使用いたします。  
なお、当該情報を施設予約システム及び施設利用に関する業務以外の目的に使用することはありません。

(現行)

第1号様式(1)(第2条関係)

年 月 日

港区スポーツ施設利用者登録申請書

(宛先) 港区教育委員会

下部に記載された同意事項に同意の上、以下のとおり登録を申請します

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 登録内容の変更 <input type="checkbox"/> 登録証の再交付 <input type="checkbox"/> 有効期限の更新									
登録番号								※既に登録済みの方のみ記載		
暗証番号										
登録区分	<input type="checkbox"/> 在住個人・ <input type="checkbox"/> 在勤個人・ <input type="checkbox"/> 在学個人・ <input type="checkbox"/> 在住高齢者・ <input type="checkbox"/> 在住障害者・ <input type="checkbox"/> 区外者 <input type="checkbox"/> 在住団体・ <input type="checkbox"/> 在勤団体・ <input type="checkbox"/> 在学団体・ <input type="checkbox"/> 少年団体・ <input type="checkbox"/> 免除団体・ <input type="checkbox"/> 減額団体									
登録者に関する情報	フリガナ									
	登録名									
	住所 (団体所在地)	〒								
	電話番号1					電話番号2				
	メールアドレス									
	勤務先(学校)					勤務先(学校)				
	生年月日					電話番号				
団体代表者に関する情報	フリガナ									
	氏名									
	住所	〒								
	電話番号1					電話番号2				
団体担当者に関する情報	フリガナ									
	氏名									
	電話番号1					電話番号2				

確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証	登録人数	
	<input type="checkbox"/> 健康保険証		
	<input type="checkbox"/> 住民票	利用目的	
	<input type="checkbox"/> 社員証		
	<input type="checkbox"/> 在勤証明書		
	<input type="checkbox"/> 学生証		
	<input type="checkbox"/> 名簿(登録区分が団体の場合は、必ず提出してください。)		
	<input type="checkbox"/> その他( )		

【同意事項】  
上記申請書に記載の情報は、「港区施設予約システム」の対象となる全ての施設で共同で使用いたします。  
なお、当該情報を施設予約システム及び施設利用に関する業務以外の目的に使用することはありません。

承認番号	
------	--

利用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
利用内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	利用料金
備考					

加算名称		割増金額 A	
		施設利用料金 B	
		施設減免利用料金 C	
		付帯設備利用料金 D	
		付帯設備減免利用料金 E	
		合計利用料金 F (A+B-C+D-E)	

以下の理由により減額又は免除を承認します。

減額又は免除承認理由	
減免率 (施設・設備)	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

承認番号

利用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
利用内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	利用料金
備考					

加算名称	
	割増金額
	A
	施設利用料金
	B
	施設減免利用料金
	C
	付帯設備利用料金
	D
	付帯設備減免利用料金
	E
	合計利用料金
	F (A+B-C+D-E)

以下の理由により減額又は免除を承認します。

減額又は免除承認理由	
減免率(施設・設備)	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用承認取消等通知書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

登録番号			
予約番号			
利用目的			
行事名			
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	予定人数/数量
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第8号様式の2 (第9条の2関係)

年 月 日

利用承認取消等通知書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

登録番号			
予約番号			
利用目的			
行事名			
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	予定人数/数量
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第12号様式(第15条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区スポーツセンターの指定管理者の指定については、港区スポーツセンター条例第20条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 取消事項

2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第12号様式(第15条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区スポーツセンターの指定管理者の指定については、港区スポーツセンター条例第20条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 取消事項

2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式(第15条関係)

年 月 日

〔相手方の住所等、名称及び代表者氏名〕

港区教育委員会



### 指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区スポーツセンターの指定管理者の指定については、港区スポーツセンター条例第20条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

#### 記

##### 1 停止命令事項

##### 2 停止命令期間

##### 3 停止命令理由

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第13号様式(第15条関係)

年 月 日

〔相手方の住所等、名称及び代表者氏名〕

港区教育委員会 印

### 指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区スポーツセンターの指定管理者の指定については、港区スポーツセンター条例第20条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

#### 記

##### 1 停止命令事項

##### 2 停止命令期間

##### 3 停止命令理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則

港区立武道場条例施行規則（昭和六十年港区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四号様式を次のように改める。

第八号様式を次のように改める。

第十一号様式を次のように改める。

第十二号様式を次のように改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

年 月 日

承認番号

利用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
利用内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	利用料金
備考					

加算名称	割増金額	
	A	
	施設利用料金	
	B	
	施設減免利用料金	
	C	
	付帯設備利用料金	
	D	
	付帯設備減免利用料金	
	E	
	合計利用料金	
	F (A+B-C+D-E)	

以下の理由により減額又は免除を承認します。

減額又は免除承認理由	
減免率(施設・設備)	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

年 月 日

承認番号

利用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用を承認します。

登録番号					
予約番号					
利用目的					
行事名					
利用内容	利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設(室・設備)	予定人数/数量	利用料金
備考					

加算名称	割増金額 A	
	施設利用料金 B	
	施設減免利用料金 C	
	付帯設備利用料金 D	
	付帯設備減免利用料金 E	
	合計利用料金 F (A+B-C+D-E)	

以下の理由により減額又は免除を承認します。

減額又は免除承認理由	
減免率 (施設・設備)	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用承認取消等通知書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

登録番号			
予約番号			
利用目的			
行事名			
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	予定人数/数量
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 利用承認取消等通知書

様

港区教育委員会



以下のとおり利用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

登録番号			
予約番号			
利用目的			
行事名			
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	予定人数/数量
取消等理由			
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式(第13条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会



指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区立武道場の指定管理者の指定については、港区立武道場条例第20条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 取消事項

2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第11号様式(第13条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会



指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区立武道場の指定管理者の指定については、港区立武道場条例第20条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 取消事項

2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第12号様式(第13条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会



指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立武道場の指定管理者の指定については、港区立武道場条例第20条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

記

- 1 停止命令事項
- 2 停止命令期間
- 3 停止命令理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第12号様式(第13条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会



### 指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立武道場の指定管理者の指定については、港区立武道場条例第20条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

#### 記

- 1 停止命令事項
- 2 停止命令期間
- 3 停止命令理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

港区立郷土歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

港区立郷土歴史館条例施行規則（昭和五十七年港区教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第六号様式を次のように改める。

第七号様式を次のように改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

第6号様式(第13条関係)

年 月 日

〔相手方の住所等、名称及び代表者氏名〕

港区教育委員会 印

### 指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区立郷土歴史館の指定管理者の指定については、港区立郷土歴史館条例第15条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

#### 記

- 1 取消日
- 2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第6号様式(第13条関係)

年 月 日

〔相手方の住所等、名称及び代表者氏名〕

港区教育委員会 印

### 指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区立郷土歴史館の指定管理者の指定については、港区立郷土歴史館条例第15条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

#### 記

- 1 取消日
- 2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式(第13条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

### 指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立郷土歴史館の指定管理者の指定については、港区立郷土歴史館条例第15条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

#### 記

##### 1 停止命令事項

##### 2 停止命令期間

##### 3 停止命令理由

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第7号様式(第13条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

### 指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立郷土歴史館の指定管理者の指定については、港区立郷土歴史館条例第15条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

#### 記

- 1 停止命令事項
- 2 停止命令期間
- 3 停止命令理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

港区立図書館条例施行規則（平成二十年港区教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三号様式を次のように改める。

第四号様式を次のように改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区立図書館の指定管理者の指定については、港区立図書館条例第10条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 取消事項

2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式(第17条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 印

### 指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立図書館の指定管理者の指定については、港区立図書館条例第10条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

#### 記

#### 1 停止命令事項

#### 2 停止命令期間

#### 3 停止命令理由

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則（平成十四年港区教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「保育料決定通知書」を「階層区分決定通知書」に、同条第六項中「保育料変更決定通知書」を「階層区分変更決定通知書」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第三号様式を次のように改める。

第五号様式を次のように改める。

付 則

- 一 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 二 この規則の施行の際、この規則による改正前の用紙で、現に残存するものは、当分の間、  
所要の修正を加え、なお使用することができる。

港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(保育料額の決定)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の規定により提出された調書及び添付書類に基づき、当該幼児に係る保育料を決定し、階層区分決定通知書(第二号様式)により保護者に通知する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 委員会は、保育料算定の基礎となる区市町村民税額の変更、世帯状況の変更等に伴い当初決定した保育料の額を変更する場合は、階層区分変更決定通知書(第三号様式)により保護者に通知するものとする。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>付則</p> <p>1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の用紙で、現に残存</p>	<p>(前略)</p> <p>(保育料額の決定)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の規定により提出された調書及び添付書類に基づき、当該幼児に係る保育料を決定し、保育料決定通知書(第二号様式)により保護者に通知する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 委員会は、保育料算定の基礎となる区市町村民税額の変更、世帯状況の変更等に伴い当初決定した保育料の額を変更する場合は、保育料変更決定通知書(第三号様式)により保護者に通知するものとする。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>(後略)</p>

するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができ  
きる。

第1号様式(第2条関係)

(略)

第2号様式(第2条関係)

(別紙のとおり)

第3号様式(第2条関係)

(別紙のとおり)

第4号様式(第6条関係)

(略)

第5号様式(第6条関係)

(別紙のとおり)

第1号様式(第2条関係)

(略)

第2号様式(第2条関係)

(別紙のとおり)

第3号様式(第2条関係)

(別紙のとおり)

第4号様式(第6条関係)

(略)

第5号様式(第6条関係)

(別紙のとおり)

第2号様式(第2条関係)

〔相手方の住所等、氏名〕

文 書 番 号  
年 月 日

港区教育委員会 印

年度 階層区分決定通知書

階層区分を以下のとおり決定しましたので、通知します。

利用施設名

子どもの氏名

生年月日

階層区分

階層

- ※ 階層区分について変更があった場合は、その旨を通知します。
- ※ 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

問合せ先

第2号様式(第2条関係)

〔相手方の住所等、氏名〕

文 書 番 号  
年 月 日

港区教育委員会 印

平成 年度 保育料決定通知書

保育料を以下のとおり決定しましたので、通知します。

利用施設名

子どもの氏名

生年月日

保育料

負担区分	階層
保育料月額	円

- ※ 保育料について変更があった場合は、その旨を通知します。
- ※ 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔相手方の住所等、氏名〕

文 書 番 号  
年 月 日

港区教育委員会 印

年度 階層区分変更決定通知書

階層区分を次のとおり変更しましたので、通知します。

子どもの氏名

生年月日

利用施設名

変更後階層区分 階層

変更前階層区分 階層

変更年月日

変更理由

- ※ 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

問合せ先

(現行)

第3号様式(第2条関係)

〔相手方の住所等、氏名〕

文 書 番 号  
年 月 日

港区教育委員会 印

平成 年度 保育料変更決定通知書

保育料を次のとおり変更しましたので、通知します。

子どもの氏名

生年月日

利用施設名

変更後負担区分 階層

変更後保育料月額 円

変更前負担区分 階層

変更前保育料月額 円

変更年月日

変更理由

※ 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先

第5号様式(第7条関係)

〔相手方の住所等、氏名〕

文 書 番 号  
年 月 日

港区教育委員会 印

保育料減免決定通知書

申請のありました保育料の減免について次のとおり決定いたします。

子どもの氏名 及び生年月日	
利用施設の名称	
決定内容	減額 ・ 免除 ・ 却下
決定理由	
減免の期間	から まで
減免前の保育料	月額 円
減免後の保育料	月額 円
<p>※ 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>	

問合せ先

第5号様式(第7条関係)

〔相手方の住所等、氏名〕

文 書 番 号  
年 月 日

港区教育委員会 印

保育料減免決定通知書

申請のありました保育料の減免について次のとおり決定いたします。

子どもの氏名 及び生年月日	
利用施設の名称	
決定内容	減額 ・ 免除 ・ 却下
決定理由	
減免の期間	から まで
減免前の保育料	月額 円
減免後の保育料	月額 円
<p>※ 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

問合せ先

港区立箱根ニコニコ高原学園条例施行規則の一部を改正する規則

港区立箱根ニコニコ高原学園条例施行規則（平成九年港区教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十一号様式を次のように改める。


付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

第11号様式(第13条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 

指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立箱根ニコニコ高原学園の指定管理者の指定については、港区立箱根ニコニコ高原学園条例第16条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

記

- 1 停止命令事項
- 2 停止命令期間
- 3 停止命令理由


- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(現行)

第11号様式(第13条関係)

年 月 日

[相手方の住所等、名称及び代表者氏名]

港区教育委員会 

### 指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立箱根ニコニコ高原学園の指定管理者の指定については、港区立箱根ニコニコ高原学園条例第16条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

#### 記

##### 1 停止命令事項

##### 2 停止命令期間

##### 3 停止命令理由

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年港区教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二号様式を次のように改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

第2号様式(第9条関係)

一時差止処分書

年 月 日

様

(一時差止処分者)

印

港区幼稚園教育職員の給与に関する  
条例第29条第1項  
条例第29条第1項(同条例第30条第5項において

準用する場合を含む。)の規定に基づき、  
期末手当  
の支給を一時差  
期末手当及び勤勉手当  
し止める。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、港区教育委員会に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

第2号様式(第9条関係)

一時差止処分書

年 月 日

様

(一時差止処分者)

印

港区幼稚園教育職員の給与に関する  
条例第29条第1項  
条例第29条第1項(同条例第30条第5項において

準用する場合を含む。)の規定に基づき、  
期末手当  
の支給を一時差  
期末手当及び勤勉手当  
し止める。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、港区教育委員会に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

港区立みなど科学館条例施行規則の一部を改正する規則

港区立みなど科学館条例施行規則（平成三十年港区教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一号様式を次のように改める。

第十二号様式を次のように改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

第11号様式（第12条関係）

年 月 日

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

港区教育委員会 印

指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区立みなと科学館の指定管理者の指定については、港区立みなと科学館条例第24条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 取消日

2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第11号様式(第12条関係)

年 月 日

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

港区教育委員会 印

指定管理者指定取消書

年 月 日付第 号で行った港区立みなと科学館の指定管理者の指定については、港区立みなと科学館条例第24条の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 取消日

2 取消理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず。

第12号様式（第12条関係）

年 月 日

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

港区教育委員会 印

指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立みなと科学館の指定管理者の指定については、港区立みなと科学館条例第24条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

記

- 1 停止命令事項
- 2 停止命令期間
- 3 停止命令理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。


第12号様式(第12条関係)

年 月 日

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

港区教育委員会 

指定管理者業務停止命令書

年 月 日付第 号で行った港区立みなと科学館の指定管理者の指定については、港区立みなと科学館条例第24条の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

記

- 1 停止命令事項
- 2 停止命令期間
- 3 停止命令理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず。